

随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	剪定枝粉碎処理等派遣業務
2. 発注室	環境対策室
3. 契約日	令和6年4月1日
4. 契約期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
5. 契約金額	運転手1,290円/時(税抜き)、助手1,170円/時(税抜き)
6. 契約相手方の名称	公益社団法人 名張市シルバー人材センター
7. 契約理由	名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。